

○財務省告示第二百五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成二十八年六月二十日に発行した割引短期国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年七月七日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	国庫短期証券（第六百十四回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本銀行による借換えのための引受け
五	発行額	額面金額で一兆千九百五十六億円
六	最低額面金額	千円（ただし、最低額面金額を五万円とする省令の改正があった場合、その施行の日から五万円とする。）
七	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
八	発行日	平成二十八年六月二十日
九	発行価格	額面金額百円につき百円三十六銭七厘

